

南九監第620号
令和7年11月18日

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市議会議長 今吉 賢二 殿

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 日置 友幸

令和7年度財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

記

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の対象

財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、当該団体の事務及び当該団体に対する市の事務が、関係法規、財務関係規則等に基づき適正に執行されているかなどの点に主眼を置き実施した。

監査にあたっては、提出された資料に基づいて関係職員から説明を聴取して実施するとともに、預金通帳データ等で補助金の受け入れ状況等の確認も行った。

6 監査の実施場所

監査委員室

7 実施日程

令和7年11月13日（木）

8 補助金等名（交付先、補助金額等）、所管課

(1) 有害鳥獣捕獲推進対策事業補助金

（南九州市獣友会、281,000円），農業振興課

(2) 葉たばこ生産安定合理化対策事業補助金

（南九州市葉たばこ振興会、523,000円），農業振興課

(3) 畜産振興会事業補助金

（南九州市畜産振興会、1,100,000円），農業振興課

(4) 商工振興事業補助金

（南九州市商工会、9,442,000円），商工観光課

(5) 民生委員協議会補助金

（南九州市民生委員児童委員協議会連合会、12,200,000円），福祉健康課

9 監査の結果及び意見

(1) 共通事項

今回、監査の対象とした団体等への補助金等交付事務は、南九州市補助金等交付規則等に基づき、概ね適正に執行されていた。

以下、共通事項としての監査内容は次のとおりであるが、軽微な個別事項については、監査の際に所管課長及び担当係長に対し改善や検討を要望したことからその記載は省略する。

補助団体に対する補助金の支出に関する事務について、市の職員がその事務を担っている状況が見受けられた。補助金を支出する側である市の職員が、補助団体の事務を直接担当することは、業務の分担及び透明性の観点から、適切な運営が確保されない可能性があり、公正な監督・管理が難しくなるため、補助団体の事務は独立して運営できる体制を整備し、市職員の関与を最小限に抑えることを検討し、改善を図っていただきたい。

(2) 個別事項

有害鳥獣捕獲推進対策事業補助金及び葉たばこ生産安定合理化対策事業補助金の監査対象団体における収支決算書を確認したところ、支出の予算執行について、予算額を超過する執行が見受けられた。支出の予算は、予算の範囲内で適切に執行されるべきであり、特に補助金の使用においては、その効率性と透明性が重要である。補助事業の実施にあたっては、予算の適正な管

理と執行を確実にするために、支出計画の見直しや予算調整を早期に行うよう、取り組みを強化していただきたい。

監査意見は以上であるが、改善、検討の必要があると認められたものについては、市にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

今後とも担当課と補助金交付団体が連携を密にし、補助事業の所期の目的達成に向け取り組んでいただきたい。